

令和3年度 糸魚川市立木浦小学校いじめ防止基本方針

糸魚川市立木浦小学校

○ はじめに

本校のいじめ防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づき、この「糸魚川市立木浦小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

本校は複式 3 学級の小規模校である。本校の児童は、学校、家庭・地域が一体となった運動会や文化祭、公民館や地域住民との連携事業を通して、多くの皆さんから見守られている。その強みをいかし、教職員と地域住民・保護者が協働し、様々な角度から子どもを見守り、声を掛け合うことで「いじめ防止」と「いじめ見逃しゼロ」を推進していく。

1 いじめ防止等のための基本的な方針

(1) いじめに対する基本的な考え方

① 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のために対策を行う。

② いじめの定義（法第 2 条）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高い物をいう。

③ いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

④ 児童の役割

児童は、基本理念にのっとり、自らを大切にし、一人一人の違いを理解し、及び互いを尊重するとともに、その発達段階に応じて、インターネットを通じて送信される情報の特性に対する理解を深めるよう努めるものとする。また、いじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者に相談するよう努めるものとする。

⑤ 学校及び教職員の責務

いじめは、どの児童にもどの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは絶対に許されない」ことの理念を促していくことが必要である。そのため、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、家庭や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。

(2) いじめ防止等のための取組方針

① いじめの防止等の取組を、未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。

② いじめ防止等に関する取組の年間計画を作成する。

③ 学校評価において、いじめの実態把握及びいじめに対する措置について定期的に評価し、取組に見直しと改善を図る。

- ④ 校内研修等において、本方針に対する教職員の共通理解を図るとともに、いじめ防止に対する意識の啓発と、いじめ防止の取組に対する職員の資質を向上させる。
- ⑤ 保護者・地域住民に対して、本校のいじめ防止等の取組について理解と協力を働き掛けるために広報と意識啓発を行う。
- ⑥ 関係機関との連携
日頃から情報共有体制を構築し、困難な事案などに対して関係機関と迅速に連携し対処する。

2 いじめ防止等のための基本的な施策

(1) 基本となる取組

- ① いじめの未然防止のための取組
 - ア 学校の重点目標の一つに「いじめ防止」を掲げ、いじめをしない、見逃さないことに組織的に取り組む。
 - イ 教育活動全体を通して児童の自己有用感と自己肯定感を高め、規範意識と人間関係づくりの能力を高める。
 - ウ 道徳科の時間を要として、体験活動等との関連を図りながら道徳教育と人権教育の充実を図る。
 - エ 児童が自主的にいじめ防止について学び、主体的にいじめ防止に取り組む児童会活動の充実を図る。
 - オ いじめ防止について、家庭や地域への啓発と連携を図る。
- ② いじめの早期発見のための取組
 - ア いじめの調査等
いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。
 - ・児童対象のいじめアンケート調査
 - ・児童対象の教育相談での調査
 - ・保護者対象の学校評価アンケートでの調査
 - イ いじめ相談体制
 - ・児童及び保護者が、いじめに係る相談を行うことができるよう相談窓口の設置と周知を図るなど相談体制を整備する。
 - ・市教育相談センター相談員と直接的な連携を図る。
 - ウ いじめ防止等の対策のための教職員の資質向上
いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

(2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置

- ① 設置の目的
法第22条を受け、本校には、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織（以下「組織」という。）としていじめ不登校対策委員会を設置する。
- ② 組織の構成員
 - ・構成員は、校長、教頭、当該学年担任、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭とする。
 - ・その他校長が認める者とする。
 - ・必要に応じて外部関係者【生徒指導支援員（市教委）、市教育相談センター相談員、スクールソーシャルワーカー（上越教育事務所）、児童相談所等】とする。
- ③ 会議の開催
会議は、定例会を週1回開催し、いじめ発生時には緊急に開催する。
- ④ 本組織が、いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。また、以下の役割を果たす。
 - ア いじめの相談、通報の窓口となる。
 - イ いじめの疑いに関する情報や問題行動などに係る情報の収集、記録、共有を行う。
 - ウ いじめの疑いに関する情報があつた際は緊急会議を開き、事実確認、指導や支援の体制・対応方針の決定及び保護者・関係機関との連携、組織的対応の中核となる。

(3) いじめ発生時の措置

- ① 教職員が、いじめを見た、またはいじめの疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめを

やめるように指導し、**事実確認**をする。担任と生活指導主任に**即時報告**する。

- ② 教職員が、いじめに係る相談を受けた場合は、速やかにその**事実を確認**し、担任と生活指導主任に報告する。
- ③ いじめが確認された場合、学校は、いじめを受けた児童を守るため、当該児童及びその保護者に対して必要な支援を行う（けんか両成敗的な指導はしない。）。
- ④ いじめを行った児童に対しては、いじめは、決して許されない行為であり、当該児童が行った行動が、**相手の心身に及ぼす影響等に気付かせる**など、適切かつ毅然とした指導を行う。いじめた児童の**保護者にも速やかに事実と指導を伝える**。また、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む指導と、その保護者への助言及び学校との連携を継続的に行う。
- ⑤ いじめ不登校対策委員会で対策を協議し、全職員の共通理解を深め、一体となって指導・支援に努める（決して学級担任1人に任せることはしない）。なお、いじめ問題の解消は、当該行為がやんでいる状態が3か月以上継続し、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを確認したうえ、いじめ不登校対策委員会と当該児童及びその保護者が協議の下、判断する。
- ⑥ 対応については、全職員、保護者、関係する専門機関等と共通理解・連携の下で取り組む。
*いじめ発生時の対応の流れ（別紙1）

(4) インターネット上のいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童及び保護者にも必要な啓発活動を行う。また、学級活動や道徳科、総合的な学習の時間の授業で、情報モラル教育の一層の推進を図る。必要に応じて教育委員会、ネットパトロール業務受諾機関、警察と連携をし、解決を図る。

(5) 保護者との連携について

- ① 児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に連絡する大切さを伝える。
- ② いじめを受けた児童及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行う。
- ③ 「いじめ問題」の解決には、保護者との連携が大切であることを学校日より、道徳や人権教育、同和教育などの学習参観及び懇談会で伝えていく。
- ④ アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等を把握し、いじめの未然防止及び早期発見に努め、共に解決していくことで、保護者との信頼関係を深める。

3 重大事態への対処（法第28条）

(1) 重大事態とは

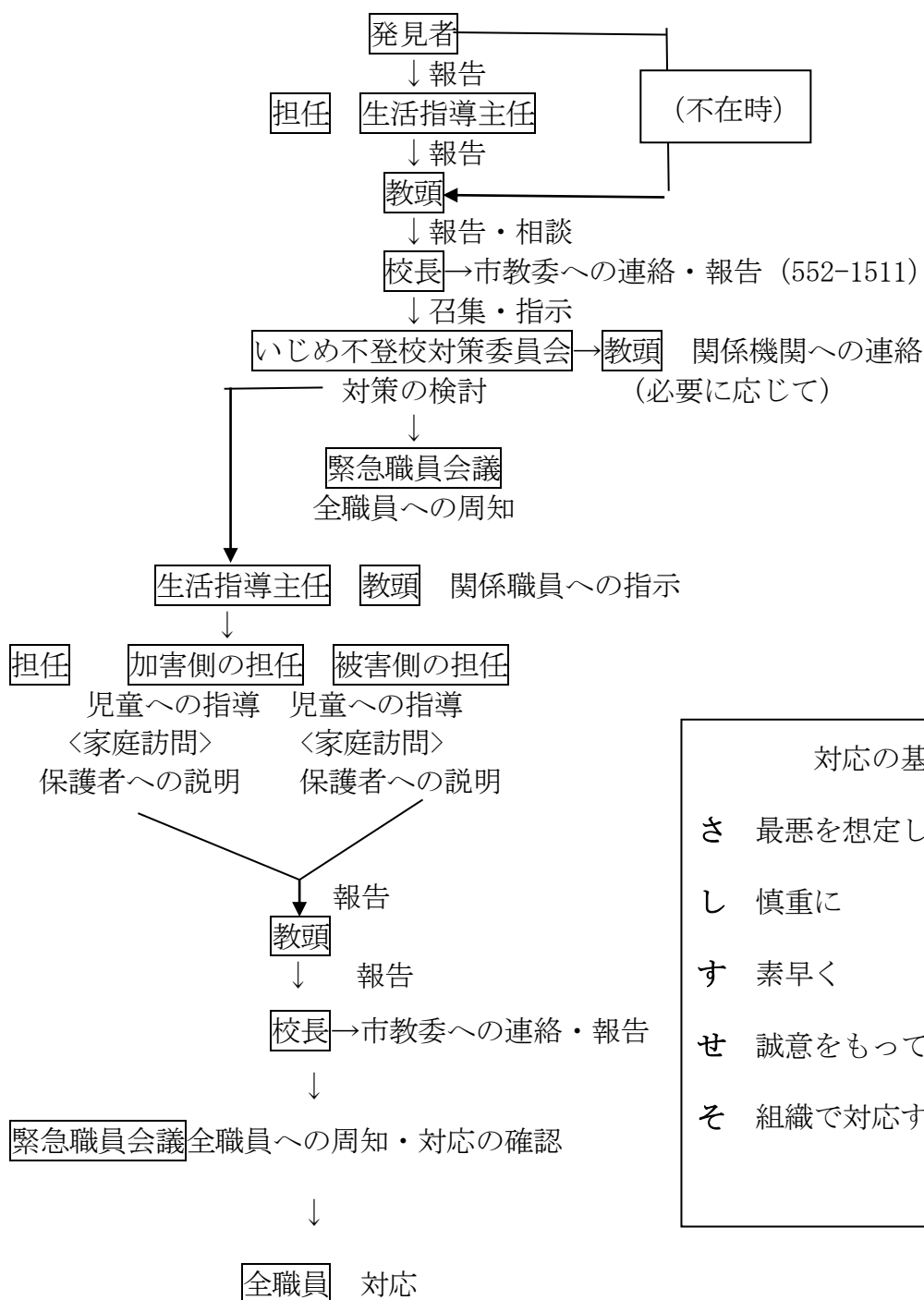
- ① いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③ その他の場合
児童や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったと申し立てがあったとき。

(2) 対応について

- ① いじめに係る重大事態と判断した場合は、速やかに教育委員会を通して、市長に報告する。
- ② 初期調査は、以下の事項に留意して行う。
 - ア 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を調査し、明確にする。
 - イ 調査に当たっては、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先とする。
 - ウ 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童又は、その保護者に提供する場合があることを、調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置をとる。
 - エ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - オ 民間・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするのではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる。
 - カ いじめを受けた児童からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。

キ いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合（いじめを受けた児童の入院や死亡などの場合）は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。

いじめ対応のフローチャート



※校長不在時は教頭が校長と連絡を取り合い対応する。
 保護者への説明は複数教職員での家庭訪問を基本とする。(教頭・生活指導主任)
 いじめの把握から対応までは認定当日に行うことを基本とする。